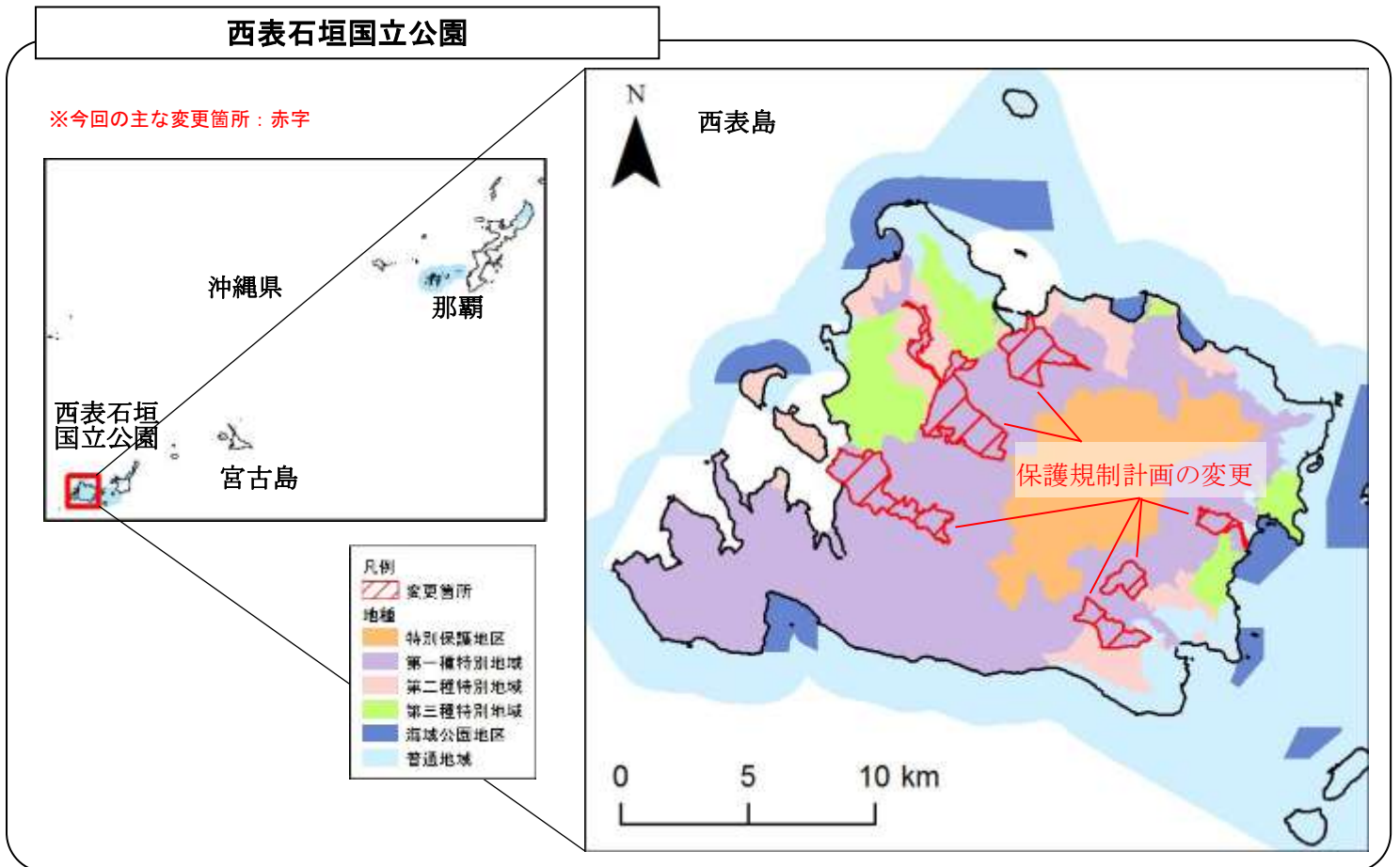


西表石垣国立公園の公園計画の変更に関する 意見の募集（パブリックコメント）について

1. 背景

西表石垣国立公園は、琉球諸島の最南端に位置する八重山諸島のうち、西表島及び石垣島の一部並びにその周辺に広がる石西礁湖とそこにある島々から構成されます。昭和 47 年 5 月 15 日に沖縄の本土復帰に伴って西表国立公園として指定され、平成 15 年 3 月 31 日に再検討、平成 19 年 8 月 1 日に石垣地域の編入及び西表石垣国立公園への名称変更、平成 24 年 3 月 27 日には公園区域の拡張が行われ、今般公園計画を変更する西表島については、平成 28 年 4 月 15 日には、島のほぼ全域を編入することとし、公園区域及び公園計画を変更しました。

今回の一部変更では、世界自然遺産登録を目指す中で、浦内川をはじめとした河川について、固有種や希少種を含む陸水性魚類の多様性が非常に豊かであることや、河川流域に広がるマングローブ林や亜熱帯照葉樹林がイリオモテヤマネコをはじめとした固有で希少な動植物の重要な生息・生育地となっていることが再評価され、山から海までを一体的に管理する必要性が高まっていることを踏まえ、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき、保護規制計画の変更を行います



2. 変更案のポイント

浦内川や仲良川等、これまで第2種特別地域としていた河川流域を第1種特別地域に変更し、風致の保護を強化するとともに、適正な利用の推進を図ります。

3. 主な変更点

- ・保護規制計画の変更
第1種特別地域の拡張 2041ha
(第2種特別地域→第1種特別地域への振替)

4. 意見提出手続

(1) 問い合わせ先

ア 環境省自然環境局国立公園課

東京都千代田区霞が関1-2-2 / 電話 03-5521-8279

イ 沖縄奄美自然環境事務所 国立公園課

沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第一地方合同庁舎1階 / 電話 098-836-6400

(2) 意見募集対象

西表石垣国立公園の公園区域及び公園計画の変更案

(資料「西表石垣国立公園 公園計画変更書(環境省原案)」)

(3) 資料(変更案)の入手方法

変更案及びその概要は、電子政府の総合窓口(e-Gov)(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、(1)の問い合わせ先で閲覧することができます。

(4) 意見提出期間

令和元年11月1日(金)から11月30日(土)までの30日間

(5) 意見提出先

環境省自然環境局国立公園課

(6) 意見提出方法

ア 郵送の場合: 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

※締め切り日当日消印まで有効

イ FAXの場合: 03-3595-1716

ウ 電子メールの場合: shizen-kouen@env.go.jp

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルに意見を記載して提出することは、御遠慮ください。

<意見提出に関する共通留意事項>

- ・件名に必ず、「西表石垣国立公園公園計画の変更への意見」と記載してください。
- ・本文の様式は問いません。
- ・意見提出者の住所、氏名(団体の場合は団体名)、電話番号・FAX番号・メー

メールアドレスを御記入ください（これらの記入がないものは無効となります）。
氏名、住所、電話番号、FAX番号・メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。

- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。
- ・電話での意見は受けかねますので御了承ください。

5. 提出された御意見の取扱い

提出された御意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

6. 今後の主なスケジュール（予定）

令和元年11月 提出された意見を取りまとめた上、公表

令和2年1月 中央環境審議会に変更案を諮問・答申

令和2年2月 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

<掲載資料>

1. 西表石垣国立公園 公園計画変更書（環境省原案）

令和元年11月1日（金）
環境省 自然環境局 国立公園課
代表 03-3581-3351
直通 03-5521-8279
課長 熊倉 基之（内線 6440）
課長補佐 中島 治美（内線 6650）
係長 安藤 祐樹（内線 6694）